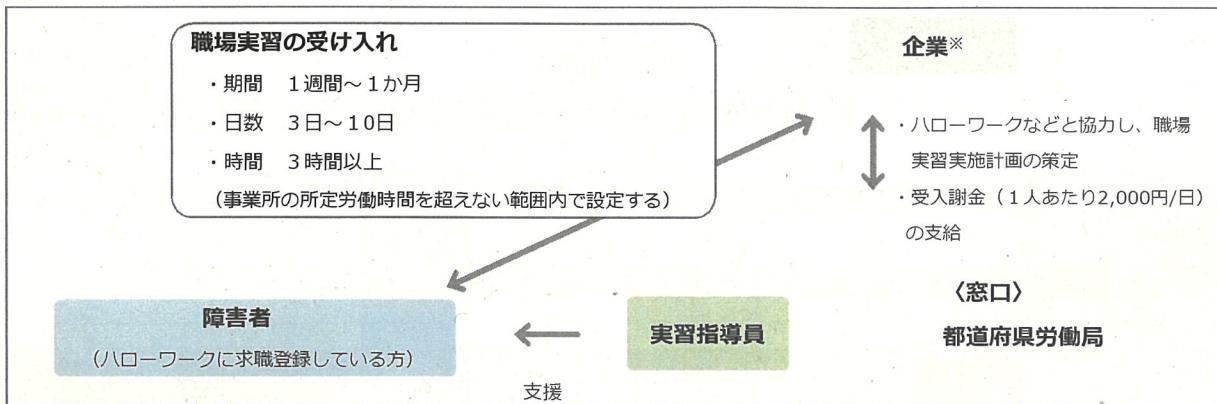


障害者雇用の代表的な支援策 その1

●職場実習

→湯沢雄勝障害者就業・生活支援センター「ばあとなあ」※県、厚労省の委託事業

障害者を雇用したことがない又は障害者の雇用に関するノウハウが不足しているなど、不安を抱える事業主に対して、障害者の職場実習の受け入れを推進しています。職場実習を経て雇用することで、障害者本人と事業主との相互理解を深め、より良い雇用環境を整備することができます。



※秋田県の場合は職場実習促進事業として障害者の就業面及び生活面での継続的支援を行っている障害者就業・生活支援センターが、民間企業等の協力のもとに、センターの支援対象障害者に対する短期職場実習のあっせんを行い、実習終了後に職場実習に協力した企業等へ奨励金を、実習生へは手当を支給し、障害者の職場実習機会を拡大し、就労促進を図ります。（3日以上～15日を限度に支給）

●精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

→ハローワーク湯沢

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上の配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていましたが、障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。



参加者からの声 (令和3年度の講座アンケートより)

■精神障害者の方を雇用した際、心を開いて貰えず休みが多くなりそのまま退職となった事がありました。見守っていることが本人に伝わるよう工夫してみたいと考えました。身内・周囲にどちらの障害者もいるため、とても勉強になりました。

■発達障害者と思われる人と一緒に仕事をしたことがあるが、その時は「仕事を覚える気がない（仕事を軽く見てる）」、「向上心がない」と思っていたが、今日の研修を受けて、また発達障害者の人と一緒に仕事をする機会があれば、イラストは必ず歩いた対応をして行きたいと思う。

■大まかに内容の中に十人十色な障害に対する考え方がコメントされていて、勉強になりました。職場内で受講できれば、より誰しもに壁のないやさしい職場となるのではないかと期待しました。

■直接同じ職場で働いていないので、正直に言って、研修前はイメージがつかめませんでした。「応援者」としてということでであれば、自分もあまり肩に力を入れずに接することができるのではないかと思います。お互いが気持ちよく仕事をしていくために、このような研修の機会と資料は有意義だと思いました。

ハローワーク湯沢 企画紹介部門 行き
(FAX 0183-72-3744)

※ 6月16日(木)までに送信下さいますようお願いいたします。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(6.23開催)受講申込書

申込者名		
所在場所		
電話番号	TEL	FAX

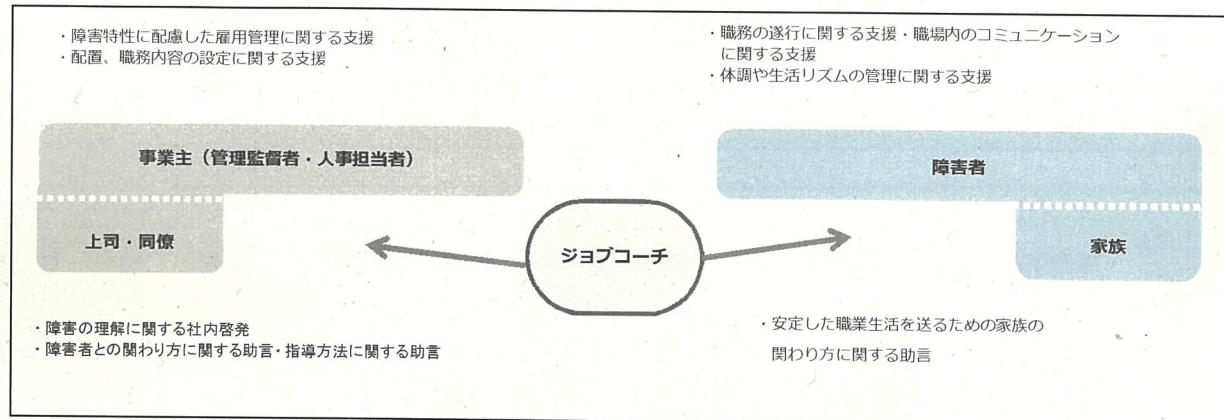
■参加人数 _____名
問い合わせ先:ハローワーク湯沢 企画紹介部門
TEL:0183-72-3744
担当:森川

障害者雇用の代表的な支援策 その2

●ジョブコーチによる支援

⇒障害者職業センター

ジョブコーチとは、障害者の職場適応に向けて「障害者に対して、職場の従業員との関わり方や、効率の良い作業の進め方などのアドバイス」と「事業主に対して、本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイス」を行う支援です。



●特定求職者雇用開発助成金、障害者トライアル雇用などの助成金

⇒ハローワーク湯沢

試行雇用を通して必要な障害の配慮等の理解を深めることができます

【トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）】

障害者を原則3か月間（精神障害者は原則6か月間）試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけにしていただくための制度です。ハローワークなどの紹介により、トライアル雇用を行う事業主に対し助成金を支給します。

障害者を雇い入れるにあたって、費用を助成する制度があります

【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）】

障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークなどの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、下記の金額を支給対象期（6か月）毎に支給します。

	支給額	助成対象期間
身体・知的障害者 ※短時間労働者を除く	120万円 (50万円)	2年 (1年)
重度障害者等 ※短時間労働者を除く (重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者)	240万円 (100万円)	3年 (1年6ヶ月)
障害者（短時間労働者）	80万円 (30万円)	2年 (1年)

※「短時間労働者」とは週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう

※（ ）内は中小企業以外の事業主への支給額・助成対象期間